

意匠公知資料の 公開利用許諾事業について

事業内容の説明とご協力のお願い

特許庁 審査業務部意匠課
企画調査班係長

尾曲 幸輔

PROFILE

平成 15 年入庁、平成 19 年審査官、平成 20 年より現職

✉ PA1530@jpo.go.jp

☎ 03-3581-1101 (内線) 2907

1 はじめに

特許庁意匠課では、意匠審査のために、国内外の雑誌、カタログ、インターネットホームページに掲載されている新製品の写真・図面等のイメージデータを収集・整理・電子化し、意匠公知資料としてデータベースを構築しています。

この意匠公知資料データベースについては一般公開のご要望がありますが、個々の資料には著作権があり、許可なく公開することはできません。

このため特許庁意匠課では、前年度に収集、蓄積した意匠公知資料を対象として、国内の著作権者の方々に公開の許諾を得る事業を行っています。平成 21 年度は、特許庁が平成 20 年度に蓄積した意匠公知資料を対象として、実施していく予定ですので、ご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、平成 20 年度¹は、2,541 社より、36,463 件につきまして公開の許諾をいただきました。ご協力いただきました企業の皆様におかれましては、誠にありがとうございました。これら許諾をいただきました意匠公知資料につきましては、インターネット上の特許電子図書館 (IPDL) の「意匠公知資料テキスト検索」にてイメージデータを照会することができます（「4. 意匠公知資料の照会方法について」参照）。

¹ 平成 20 年度は例外的に過去 2 年（H 18、19 年度）に蓄積した意匠公知資料を対象としました。

2 公開利用許諾を依頼している 公知資料データについて

収集・蓄積方法

①インターネット情報

意匠登録出願をしたことのある企業が保有するホームページ（約 8,200 サイト）からイメージデータを機械的に収集しています。その後、無作為に抽出された前記イメージデータの中より審査に必要と考えられるイメージデータを選出し、更に意匠分類・D ターム・物品名等の書誌情報等を作成します。

最後に当イメージデータについてタイムスタンプを取得し、検索用のイメージデータとして検索用データベースに蓄積します。

②カタログ情報

特許庁より貸与したカタログより新製品に関するイメージをスキャンし電子化を行います。その後、前記イメージデータに対し、意匠分類・D ターム・物品名等の書誌情報等を作成します。

最後に当カタログについて公証役場で原本に対し、確定日付の証明を受け、検索用のイメージデータとして検索用データベースに蓄積します。

③雑誌情報

まず電子化する資料の選別を行い、当資料に対する分類・物品名等の書誌事項を作成します。その後、選別さ

れた資料のスキャンを行い、その他書誌事項を作成し、検索用のイメージデータとして検索用データベースに蓄積します。

なお、①～③における資料の収集時には、同じイメージを収集しない重複排除作業や、資料種別、物品分野に偏りのない資料作成を行っております。

3 公開利用許諾を行うメリット

①事前調査及び流行の把握を効率的に行うことができる

現在の意匠公知資料照会システムで、出願人は事前に自己の出願分野におけるサーチを行うことができ、より効率的に出願すべき意匠の精選を行うことができるようになります。また、デザイン等の開発現場においても、近年の流行を効率的に把握することができるようになります。

②登録意匠の権利範囲の明確化につながる

意匠公報に掲載された登録意匠の参考文献にあげられた意匠公知資料のイメージデータが、インターネット上で容易に参照することができるようになり、当該登録意匠の権利範囲を判断する上での参考となります。

さらに、前述公知資料データについては、全てのデータについてタイムスタンプ或いは公証役場において日付の確定を行っているため、侵害事件等において日付の立証等に利用することが期待できます。

4 意匠公知資料の照会方法について

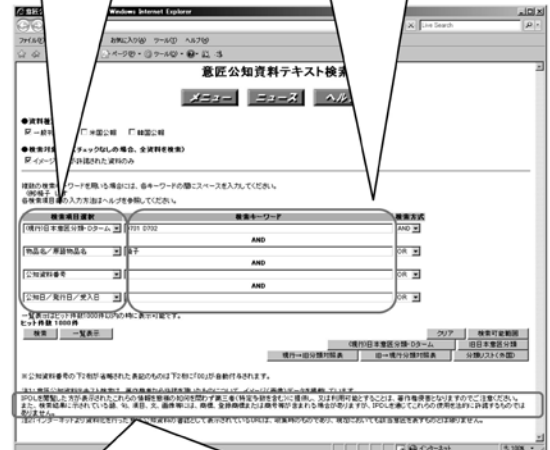
従来、意匠公知資料を照会するためには「意匠公知資料照会」画面において「公知資料番号」を入力する方法のみでしたが、今年10月より「意匠公知資料テキスト検索」にて「公知資料番号」はじめ「物品名／原語物

品名」、「（現行）日本意匠分類・Dターム」、「旧日本意匠分類」、「公知日／発行日／受入日」からも照会することができるようになりました（図1）。なお、IPDLに表示された意匠公知資料のイメージデータの著作権侵害を防止するために、意匠公知資料テキスト検索画面（図1下枠内）に注意書きを記載しています。

○検索項目選択
以下の項目を選択できる。

- ・物品名／原語物品名
- ・（現行）日本意匠分類・Dターム
- ・旧日本意匠分類
- ・公知資料番号
- ・公知日／発行日／受入日

○検索キーワード
スペースで区切ることで、検索キーワードの複数指定が可能。



注意書き
「IPDLを閲覧した方が表示されたこれらの情報を態様の如何を問わず第三者（特定多数を含む）に提供し、又は利用可能とすることは、著作権侵害となりますのでご注意ください。」

図1



①公開利用許諾が取得でき、イメージデータと書誌が表示されている例



図 2

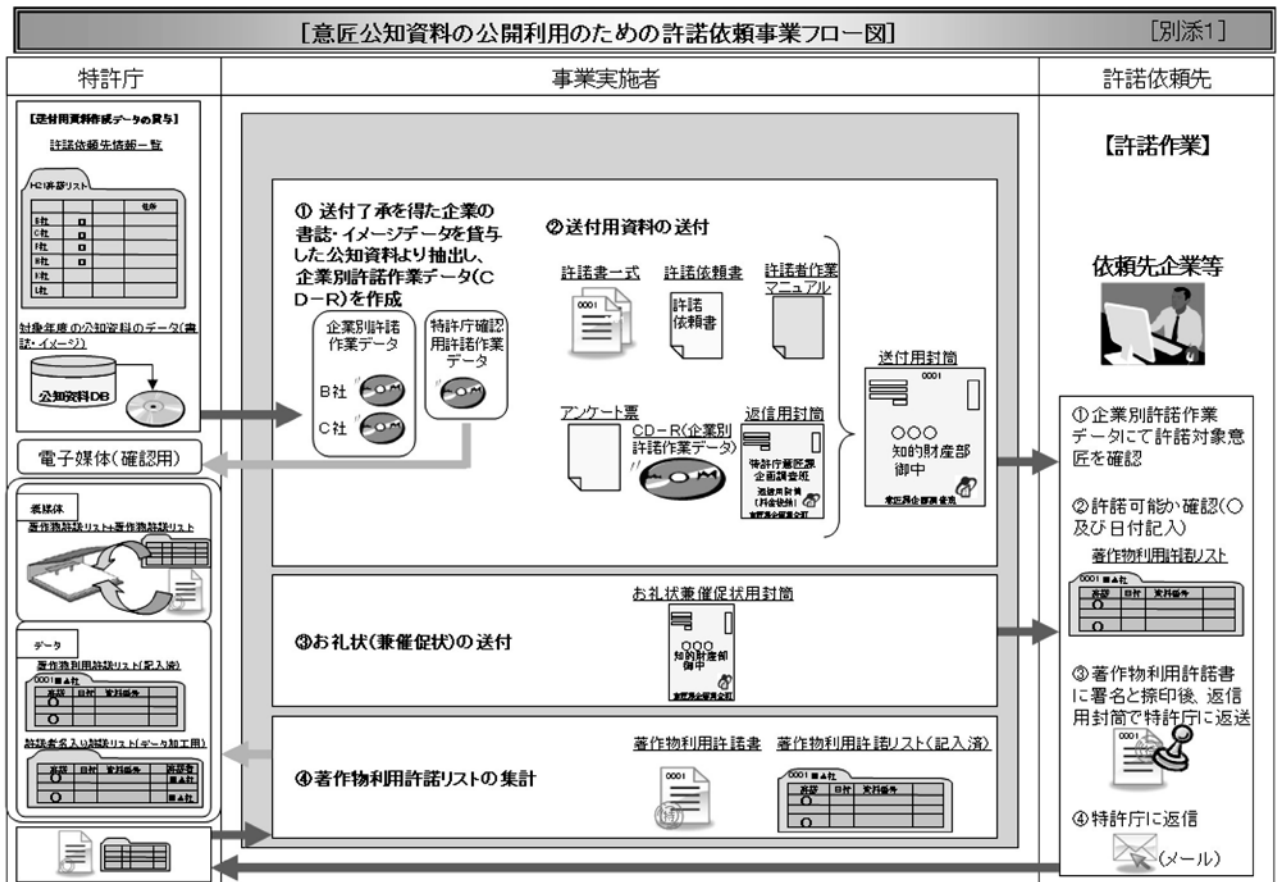
②公開利用許諾が取得できず、書誌のみ表示されている例



図 3

5 おわりに

今年度も、皆様へ前述の公知資料について、公開利用許諾についてのご協力をお願いしております。できるだけ多くのイメージデータについて公開利用許諾をいただくことで、IPDL等のデータベースが充実し、結果、皆様へ役立つものへと成長させることができると確信しています。許諾依頼が届いた際にはご面倒をお掛け致しますが、皆様のご協力をお願いいたします（当事業のフローは図4参照）。



意匠公知資料の公開利用許諾事業についてのお問合せ先
特許庁 意匠課企画調査班
TEL : 03-3581-1101 (内線 2907)

図 4